

提出された意見等の概要とこれに対する考え方

案 件 名 : 第7次水質総量規制に係る総量削減計画及び総量規制基準
 意見募集期間 : 平成23年10月20日～平成23年11月2日
 意見等の提出件数 : 3 件 (3 人)

項目等	意見等の概要	件数	県の考え方
第7次総量削減計画について	(概要1ページ、本文5ページ) 「尼崎地域の庄下川において強制的に水流を生みだすことによる水質浄化を行う。」とあるが、これは誰が実施するのか。	1	〔既に盛り込み済みです〕 当該事業の実施主体は市です。本計画案では、県や市町等の行政の他、事業者や県民等、関係者が一体となって取り組む内容を記載しています。 (本文中に具体的な記述なし。上記の前提で計画案を作成している。)
	(概要1ページ、本文6ページ) 「ため池からの放水等」のところで、「池干し等ため池からの冬季の放水等により、栄養塩の供給を促進する。」とあるが、池干しの時期は秋の終わり頃ではないのか。	1	〔既に盛り込み済みです〕 ご指摘のとおり、池干しは概ね秋から開始され冬場まで行われます。ノリに栄養塩が必要な時期は、海域の栄養塩濃度が不足する1、2月頃であるため、本計画案では、「ため池からの放水」を「冬季」と記載しています。 (本文6ページ)
総量規制基準について	(概要1ページ、第7次総量規制基準値(大阪湾-COD)) COD(化学的酸素要求量)について、項番号「223」の「し尿処理業(し尿浄化槽に係るものを除く。)」 「業種工程223の1」の大阪湾での総量規制基準値が「-」となっているが、基準値がないということか。	1	〔その他〕 国の改正告示にあわせて、「業種工程223の1」の値を削除し「-」と記載しました。基準値は「業種工程223」の値が適用されます。 今後、基準値を一覧表で示す際は、注意書き等により記載を工夫し、誤解のないようにします。 (第7次総量規制基準値(大阪湾-COD)に印で注釈をいれています。)